

姫路港・相生港・赤穂港台風対策実施要領

平成 24 年 6 月 22 日 制定

平成 26 年 3 月 7 日 改正

平成 28 年 6 月 29 日 改正

平成 29 年 6 月 28 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

令和 3 年 7 月 1 日 改正

1 目的

この要領は、台風又は発達した低気圧（以下、「台風等」という。）が姫路港（八木港を含む。以下同じ。）、相生港、赤穂港（以下、「姫路港等」という。）に影響を及ぼすおそれがある場合における船舶の対応措置区分及び船舶に対する避難勧告等の伝達方法等について定めることを目的とする。

2 対応措置区分及び措置内容

(1) 台風等が接近するおそれがある場合

区分	発令基準	措置内容
第一体制	台風等が播磨灘に接近するおそれがあり、姫路港等が強風域に入ることが予想されるとき。	<p>① 各船舶は台風等の動向に留意し、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。</p> <p>小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行うこと。</p> <p>② 関係先との連絡手段を確保すること。</p> <p>③ 国際 VHF（c h 1 6）を常時聴守すること。</p> <p>④ 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すると。</p> <p>⑤ AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。</p>

第二体制	<p>姫路港等が台風の暴風域に入るおそれがあるとき。</p> <p>(台風の勢力、進路速力により変動するが、台風最接近の概ね24時間以上前)</p>	<p>① 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。</p> <p>② 総トン数1万トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。</p> <p>③ 総トン数1万トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、台風等の動向、避難完了までに要する時間を勘案の上、時期を失することがないよう安全な場所に避難し、保船等万全の措置をとること。</p> <p>④ 小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行うこと。</p> <p>⑤ 修繕中の船舶等は、係留の強化、保船要員の確保等保船に万全に措置をとること。</p> <p>⑥ 工事作業船等は、作業を中止し安全な場所へ避難すること。</p> <p>⑦ 国際VHF（ch16）を常時聴守すること。</p> <p>⑧ 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。</p> <p>⑨ AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。</p>
解除	<p>姫路港等が台風等の影響圏外になったと判断されるとき。</p>	<p>避難した船舶は、気象の状況、港内の状況等に留意し避難を解除できる。</p>

注1：委員会における対応処置区分の検討は、別紙1の「台風対応処置区分の検討手順」によるものとする。

注2：港長等は、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会における「第一体制」、「第二体制」の決定を受けて、港則法の規定に基づく「第一体制」、「第二体制」（以下、「勧告」という。）について検討し発出することとなる。

注3：船舶が勧告に応じない場合で、港長等が当該船舶の港内在泊が港内の安全確保に著しく支障があると認めたときは、港則法第39条第3項及び第45条の規定に基づき港長等から移動若しくは退去命令が出されることがある。

注4：姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱（異常気象に対する措置）第4条に基づく台風、津波以外の「異常に発達した低気圧に関する情報」等とは海上暴風警報の発表の他、委員長が必要と認める警報等とする。

(2) 最大風速（10分間平均）40m/s以上の台風が瀬戸内海中部※に接近するおそれがある場合

- ① 第五管区海上保安本部長及び第六管区海上保安本部長が発令する海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項に基づく勧告の内容を遵守すること。
- ② 事務局（姫路海上保安部）は、海上交通安全法第32条第2項及び港則法

第 48 条第 1 項に基づく勧告の発令、解除等があった際は、4 項目(1)の情報伝達手段により、速やかに勧告内容を伝達する。

③ 海上交通安全法第 32 条第 2 項及び港則法第 48 条第 1 項に基づく勧告の内容は別紙 2 のとおり

※ 瀬戸内海中部とは、海上交通安全法適用海域のうち

① 明石海峡大橋、淡路島、大鳴門橋を結ぶ線

② 来島海峡大橋（第 1、2、3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線

上記①、②と本州、四国の陸岸に囲まれた海域とする。ただし、上記②付近の港則法適用港については、当該港の台風対策の運用状況を勘案し、愛媛県吉海港、岡村港、宮浦港を対象海域に含め、広島県土生港、愛媛県伯方港は対象海域から除く。

3 台風情報の早期入手及び事前の関係者との調整

船舶及び船舶運航者・岸壁管理者・荷役責任者などは、台風接近のおそれがある場合は、テレビ、ラジオ、インターネット及び次表の情報入手手段等により情報を収集し、台風避難にかかる必要な措置について事前に関係者間で調整を図っておくこと。

種 類	周 波 数 等	
海上保安庁の 無線放送 和英併用で放送	無線電話	呼出名称 こうべほあん 使用電波 16 / 12 c h
海の安全情報 ホームページ	姫路海上保安部 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）に掲載	

4 勧告等の情報伝達方法

(1) 情報伝達手段

イ 姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱別表 1～4

「台風・津波対策通報連絡系統」により電話、FAX又はメールにより伝達する。

ロ 各組織の通報担当者は、関係船舶及び船舶運航者等に勧告内容について周知徹底する。

ハ 上記のほか、次表のとおり情報伝達される。

伝達手段	伝 達 方 法
海の安全情報 ホームページ	姫路海上保安部 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）に掲載される。
巡視船艇	姫路海上保安部の船艇より拡声器等により周知される。

(2) 情報伝達の内容

勧告等の情報は、別添「情報伝達例文（台風）」の内容で伝達する。

5 避難場所

避難船舶の整頓を図るため、下記の避難場所を推奨する。

- イ 総トン数 1,000 トン以上の船舶 各港の沖合
- ロ 総トン数 1,000 トン未満の船舶 各港の沖合及び防波堤内水域
- ハ 小型船舶 安全な場所で係留強化や海上に流出するおそれのない場所に陸揚げ固縛の措置をとる。

6 通信手段の確保

避泊した船舶は、無線の常時聴取或いは船舶電話等通信手段を確保する。